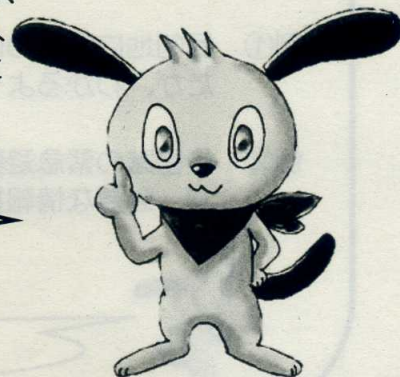


平成28年4月1日から

# 障害者差別解消法

がスタートします！

この法律では、障がいのある人に対する①「不当な差別的取扱い」を禁止し、②「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障がいのある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会を作ることを目指しています。



ほくは町田市障害者差別解消犬のノンバリー！  
一緒に取り組んでいこうね！

## 差別解消キーワード① 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

「不当な差別的取扱いの禁止」とは、障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、条件をつけたりすることです。

こんな「不当な差別的取扱い」の場面はありませんか？



- 例① レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車椅子を利用して  
いることを理由に断られた。
- 例② スポーツクラブやカルチャーセンターなどで障がいがあること  
を伝えると、入会や受付を断られた。
- 例③ アパートやマンションを借りようとしたが、障がいがあること  
を理由に貸してもらえなかった。

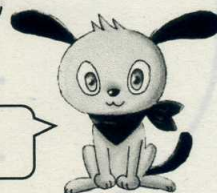


### このパンフレットに関するお問い合わせ

町田市障がい福祉課  
〒194-8520 町田市森野2-2-22  
電話：042-724-2136（直通）  
FAX：050-3101-1653  
メール：fukushi030@city.machida.tokyo.jp

挿絵提供 函師町にお住まいのAyakoさん  
障害者差別解消犬作画 ikekoさん

裏面も見てね☆





## 差別解消キーワード② 「合理的配慮の提供」とは？

合理的配慮とは、障がいのある人から何らかの配慮を求められたときに、社会的障壁（バリア）を取り除くために行う配慮のことです。

こんな「合理的配慮」がされていない場面はありませんか？

例① 目的地に行くのにどの電車に乗ればいいかわからず駅員にたずねたが、わかるように説明してくれなかった。

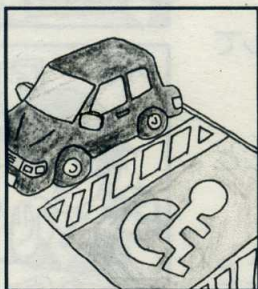
例② 災害時の緊急避難所で、聴覚障がいがあることを管理者に伝えましたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。



負担が重過ぎない範囲での配慮が求められているよ。

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人に課せられる義務はありません。ですが、障がいのある人もない人も共に生きられる社会を実現するために、みんなで助け合うことは大切です。

みなさんで協力しましょう！



身体障害者優先駐車スペースには駐車しない。



点字ブロックの上に自転車をとめない。



盲導犬などの補助犬に触ったり話しかけたりしない。

- ・バスや電車でお年寄りや杖をついている人がいたら、席を譲る。
- ・知的障がいの方や精神障がいの方にゆっくりで丁寧にわかりやすく伝える。
- ・車椅子優先のエレベーターは、できるだけ利用しない。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。